

大公審答申第104号
平成30年2月2日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

大分県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 吉 田 祐 治

大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正に伴う本人確認情報の
利用範囲の拡大等について（答申）

平成30年1月19日付け市振第2727-2号で諮問のありました上記の
件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である行政事務の効率化の観点から、住民基本台帳法第30条の15第2項第2号の規定に基づき本人確認情報の提供に係る事務を設定することは妥当であると認められる。

2 審査会の意見

本人確認情報の提供に当たっては、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、引き続き、条例に定める事務以外の不正利用の防止等、セキュリティ対策の充実を求める。